



「自筆証書遺言サポートシステム」 のご案内

弁護士法人アクトワン法律事務所

ご提案の背景

紛争増加

- 高齢化社会により、近時、相続紛争が多発。

問題

- 相続紛争に対処するには多額の金銭と精神的な負担を強いられる。

解決すべき
ニーズ

- 遺言を作成しておけば多くの相続紛争は防げる。遺言作成が必要とされている。

サポート
の不足

- しかし、適切なサポートが不足しており、遺言作成はあまり浸透していない。

遺言作成が浸透しない理由



『自筆証書遺言』を自力で作成することの難しさ

- 1つでもミスがあれば無効となり、かえって紛争を招く怖さ。



『公正証書遺言』に対する敬遠

- 財産を開示しなければならない。
- 自分では自由に記載できない。
- コストが高い。



『遺言信託』の高コスト体質

- 遺言作成と遺言の執行で、おおよそ最低150万円以上が必要！

当事務所のご提案する「自筆証書遺言サポートシステム」とは

使い勝手がよく良心的な価格による遺言サービス



① 弁護士が遺言の原案を作成 . . . 意向を十分に聴取。内容は公正証書遺言に準拠。



② 作成証明書の発行 . . . 弁護士が面前でお客様の作成を確認し、有効性を担保
できます。



③ 遺言執行者に弁護士を指定可能 . . . 遺言の執行は専門的知識も必要です。
相続発生後の紛争回避につながります。

「自筆証書遺言サポートシステム」の概要



① 不動産に関する資料を収集して頂きます。⇒預金通帳のコピーや株式取引明細は不要！



② 弁護士がご希望を伺って遺言の原案を作成します。⇒シンプルな内容でも大丈夫です！



③ 弁護士の面前で遺言を書きうつして頂きます。⇒作成後弁護士が内容を確認します！



④ 弁護士が自筆証書遺言を作成した旨の証明書を発行！⇒当事務所で原本をお預かりすることもできます。

「自筆証書遺言」のサンプル

「自筆証書遺言作成証明書《簡易サンプル》」

- 1 遺言者は、遺言者の長男○○(生年月日)に以下の財産を相続させる。
① 土地 所在・・・・・・・・ ② 株式
- 2 遺言者は、第1項を除くその余の財産を遺言者の妻◎◎(生年月日)に
3分の2長女××(生年月日)に3分の1宛相続させる。
- 3 遺言者の次男△△には、事業資金として3000万円を贈与しているので
、何も相続させない。
- 4 私の祭祀承継者として、前記長男○○を指定する。
- 5 この遺言の遺言執行者として、以下の者を指定する。
住所・・・・ 氏名・・・・

弁護士法人アクトワン法律事務所のご案内

弁護士法人アクトワン法律事務所

東京都中央区京橋2丁目6番16号エターナルビル5F

TEL:03(3566)0901/FAX:03(3566)0902

Email:act1@act1-legal.jp

URL:<http://www.act1-legal.jp>

主要取扱分野：不動産取引、金融取引、コンプライアンス
相続問題、債権管理回収、労務問題

代表社員 弁護士 相場中行(あいばなかゆき)
東北大学法学部卒、平成元年弁護士登録(第一東京弁護士会)

公益社団法人日弁連法務研究財団研修委員
日本土地家屋調査士連合法務委員